

向日市商工会情報

新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口について

向日市商工会では専門家による新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口を設置します。

内 容 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、中小企業診断士が相談対応いたします。

場 所 向日市商工観光振興センター

対 象 向日市内の事業者

相談料 無料

開催日時等は現在調整中です。決定したい向日市商工会ホームページにて告知いたします。

●キャラバン隊派遣エリア

地 区 向日市エリア

開催期間 2020年8月13日(木)～8月20日(木)

開催時間 9時～17時(最終受付16時)

※最終日のみ、15時(最終受付14時)まで
開催場所 向日市商工観光振興センター3F大会議室(向日市寺戸町寺田64)

●ご予約お問合せ

事前予約(8月12日まで) 075-921-2732(向日市商工会)

受付可能時間: 9時～17時(平日のみ対応)

開催期間中 080-4454-4613

受付可能時間: 上記開催期間中

持続化給付金『申請サポートキャラバン隊』派遣について

申請サポートキャラバン隊は、電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して電子申請の入力サポートを行います。

●ご利用にあたって

①申請サポートキャラバン会場のご利用には予約が必要です。

※開催期間中は、キャラバン会場でも予約を受け付けておりますので、直接会場にお越しただいて予約することも可能です。ご来場いただいた当日のご予約は予約状況によってお受けできない可能性がありますことをご了承ください。

※施設等への直接のお問合せはご遠慮ください。

※お問合せは、キャラバン会場のご予約に関する内容に限らせていただきます。

②申請時に必要な書類をご用意の上、必ずご持参ください。必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。

詳しくは持続化給付金ホームページをご確認ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

中小企業等再出発相談窓口の設置について

新型コロナウイルス感染症対策として、経営が悪化している中小企業の再出発に向けた経営改善を応援するため、(公財)京都産業21・京都府よろず支援拠点、(一社)京都府中小企業診断協会及び京都府が連携して、専門家による伴走支援を行う相談窓口を設置しますのでお知らせします。

1 相談時間 平日9時～17時

2 設置場所 (公財)京都産業21 お客様相談室(京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内)

3 実施内容

- ・京都産業21の相談窓口専用の電話を設置し、相談を受付。
- ・専門家による窓口相談や無料派遣により、中小企業の経営改善を指導。
- ・丹後、中丹、南丹、乙訓、山城の各地域に出向き無料相談会を開催。
- ・必要に応じて診断士や公認会計士等による専門家チームを編成し、再出発に向けた計画策定や計画実行を伴走支援。

4 相談窓口

電 話 **075-315-9908**

メール keieicall@ki21.jp

F A X 075-315-9091

商工貯蓄共済制度について

商工貯蓄共済とは、商工会会員並びにその家族及び、従業員の皆さまのための、商工会独自の共済制度です。国から認められた正規事業で、全国の商工会会員にご利用いただいています。

●ポイント

手厚い保証：掛け金の一部が割安な保険料（団体割引適用）に充てられ、万が一の場合、保険金を受け取ることができます。

高い貯蓄性：掛け金の大部分が、貯蓄積立金となり、知らず知らずのうちに積み立てができるので、将来の資金づくりにピッタリです。

加入できる方：商工会会員とその家族及び従業員
【6歳から65歳（5年満期は70歳）】

加入期間：5年満期・10年満期

（保険金額が同額までは、更新時の告知は不要）

上限口数：1口～30口（5年満期は50口まで）

掛金：1口2,500円（10年満期は1口1,000円も可能）

お得な利息：お預かりした積立金は、大口定期や国債等で運用。満期時には、個人で預けるよりも有利な利子がつきます。

万が一の場合：死亡保険金・高度障害給付金

●お問合せ 商工会事務局まで

【短期】雇用シェアリングモデル事業について

京都府では新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、「従業員を休業させるなど、雇用の維持に不安を抱える企業」と「人手不足で一時的な就業も受入れたい企業」の短期的な雇用のシェアリングを支援するモデル事業を、オール京都体制で開始します。

休業を余儀なくされた企業や従業員の皆様、また人手不足にお悩みの企業の皆様は、下記URLをご覧ください。【短期】雇用シェアリング事務局へご相談下さい。

<https://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/worksharing.html>

●お問合せ

【短期】雇用シェアリング事務局 問合せ窓口
京都府商工労働観光部人材確保推進室
（京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階）
電話：075-692-3232【平日9時～17時】

小規模企業共済制度について

小規模企業の個人事業主が事業を廃止、もしくは会社等の役員の方が退職した場合など、第一線を退いたときに備えて、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国の共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

◆制度の特色

- ①掛金は全額所得控除できます。
- ②共済金は退職所得扱い（一括受取り）又は公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）となります。
- ③納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます。

◆加入できる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業では5人）以下の個人事業主及び会社の役員。小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

◆掛金

月額1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。

◆共済金

加入後6ヶ月以降に、個人事業の廃止や会社等の解散、役員が疾病・負傷又は死亡による退職、老齢給付など、加入者の方に生じた事由や掛金の納付月数に応じて、法律で定められた額が支払われます。

◆お問合せ

商工会事務局まで

中小企業退職金共済制度について

独自に従業員の退職金制度を持つことが困難な中小企業のための国の退職金制度です。安全、確実、有利で手続きも簡単。

企業の状況に応じて無理のない掛金（月額5千円～3万円の範囲）を選択できます。（パートタイマー等は2千円から加入可）

新しく加入する事業主に掛金の一部（月掛金の1/2（従業員毎に上限5千円））を国が助成します。

詳細については、下記のURL又は商工会事務局までお問合せください。

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

経営セーフティネット共済（倒産防止共済）について

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

経営セーフティ共済の安心の4つのポイント

ポイント1：無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額となります。

ポイント2：取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

ポイント3：掛金の税制優遇措置が受けられる

掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できるので、節税効果があります。

ポイント4：解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。

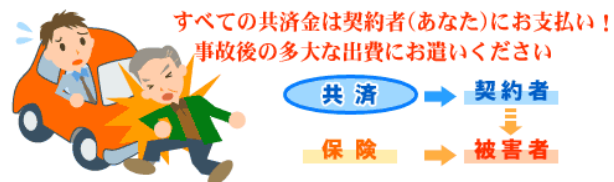
詳細については、商工会事務局までお問合せください。

自動車事故費用共済制度について

万が一の人身事故。自動車保険に入っているから安心と思いませんか？

人身事故で加害者となった場合には、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車事保険では必ずしも十分とはいえません。

もしものとき、あなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが自動車事故費用共済です。



<特徴>

①万一の自動車事故の場合、すべての共済金を契約者（あなた）にお支払いします。

②自動車保険とは関係なく、確認次第すみやかにお支払いします。

③もしも加害者になってしまった場合、香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞金などの出費にお役立ていただけます。

④共済掛金は運転者の年齢等に関係なく、車種別に設定しています。

⑤事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。

補償内容、共済掛金・期間、補償対象となる運転手の範囲などの詳細は、下記URL又は商工会事務局まで。

京都府共済協同組合：<http://www.fu-kyosai.or.jp>

「KES」を始めてみませんか

エネルギーの消費（地球温暖化）や環境汚染など、地球規模の環境問題には、産業界も大きく関わっています。そして、日本の産業界の中で圧倒的多数を占めている中小企業が、我が国の産業を支えているといっても過言ではありません。環境問題を解決するためには、あらゆる規模・業種の企業が、環境や人類の将来を考えた事業活動を行っていくことが大切です。



地球温暖化防止京都会議COP3が京都市で開催されたことがきっかけで、市民、事業者、京都市が協力して立ち上げたパートナーシップ組織「京のアジェンダ21フォーラム」において、企業の90%を超える中小企業が環境に配慮した事業活動に取り組みやすい仕組みとして考案したものが「KES」（環境マネジメントシステム・スタンダード）です。

「KES」は、平成19年4月2日付で「京のアジェンダ21フォーラム」から「特定非営利活動法人KES環境機構」に引き継いで運営されています。

◆特色

経営に当たって、環境への負荷を管理・軽減するための仕組みです。

- ① 取得にかかるコストが安く、わかりやすい。
- ② 段階的に取り組める2つのステップがある。
- ※ 環境問題に取り組み始めた段階を想定したステップ1、将来「ISO14001」の認証取得を目指して取り組む段階で、「ISO14001」と同じような要求項目を設けたステップ2があります。

◆KESを審査・登録すると…

- ① 省エネ・省資源・リサイクルなどにより、コストダウンできる。
- ② 環境にやさしい企業と認定され、取引等も有利になる。
- ③ 企業の社会的責任の証明になる。
- ④ 環境管理体系（PDCA）が経営管理にも応用できる。
- ⑤ 法規制順守に対応できる。
- ⑥ 従業員の環境意識が高まる。

取得するにはどうしたらいいの？ などなど、KES取得について事務所でKES主幹審査員がご相談に応じます。（要予約/無料）

連絡先：075-342-1170

女性部活動便り

日 時		活動行事		場 所
8月	新型コロナウイルス感染症の第2波の予兆のため活動自粛			
9月	7日(月)	13:30	第5回 常任委員会	商工観光振興センター
※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期または中止する場合がございます。				
※常任委員会につきましては、オブザーバーとしてご参加していただくことも可能です。				

8月の予定表

日 時	行 事 名	場 所	内 容
8月27日(木) 午後1時～午後4時 (最終受付：午後3時30分迄)	不動産相談	商工観光 振興センター	宅地建物取引士が不動産に関する相談に応じます。 担当：(公社) 京都府宅地建物取引業協会 第五支部会員
<p>税務相談は新型コロナウイルス感染症の影響により現在中止しています。 再開時期については未定です。再開の場合は商工会ホームページ等にて案内いたします。 ご了承いただきますようお願い申し上げます。</p>			